

(仮称) 郡山市子ども計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、本市が子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「(仮称) 郡山市子ども計画」の策定業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 事業の目的

本市では、令和2年度から実施されている本市の子ども・子育て支援事業計画である「第2期 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」（以下「ニコプラン」という。）が、令和6年度をもって5年の計画期間を満了することから、新たな計画を策定する必要がある。

本業務は、国の「こども大綱」を勘案し、市内の子ども・若者を取り巻く状況等に関するアンケート及び子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等の把握のためのアンケートを実施する。

更に、これらのアンケートや国・県をはじめ、その他のこども施策に関する調査結果等を踏まえ、ニコプランの次期計画として子ども基本法第10条に基づく「(仮称) 郡山市子ども計画」を策定し、本市の子ども施策の充実を目指す。

(2) 業務名

(仮称) 郡山市子ども計画策定業務

(3) 業務内容

別紙「(仮称) 郡山市子ども計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額

18,381,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手

続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告の日の 6 年前の日から本プロポーザル参加申請期限までの間において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体が発注する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画策定業務、同計画に係るニーズ調査業務、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条に基づく市町村子ども・若者計画策定業務又は子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条に基づく子どもの貧困対策についての市町村計画策定業務と同種の業務の契約を 3 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

- (1) 令和 6 年 3 月 14 日(木) プロポーザル実施要領等の公表（市ホームページ掲載、公告）
- (2) 令和 6 年 3 月 19 日(火) 質問受付期限
- (3) 令和 6 年 3 月 25 日(月) 質問に対する回答期限
- (4) 令和 6 年 3 月 29 日(金) 参加申込書及び企画提案書等提出期限
- (5) 令和 6 年 4 月 2 日(火) プロポーザル資格審査結果通知期限（予定）
- (6) 令和 6 年 4 月 9 日(火) 企画提案書等審査結果通知（予定）
- (7) 令和 6 年 4 月 12 日(金) 契約締結（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 6 年 3 月 19 日（火） 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式第 3 号）を電子メールでこども政策課へ提出し、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答期限：令和 6 年 3 月 25 日（月）
- (4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）。

5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 事業者概要（様式第 2 号）

ウ 企画提案書（任意様式）※提案は、1社につき1案とする。

企画提案書は「(仮称)郡山市こども計画策定業務仕様書」を踏まえ、次のとおり作成する。

(ア) 企画提案書の規格

企画提案書は任意様式とし、A4版（縦・横問わず）で作成する。

ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を認める。

(イ) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。

(ウ) 企画提案書の記載内容

「(仮称)郡山市こども計画策定業務仕様書」を踏まえ、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載し、見やすく分かり易いものとなるよう配慮し作成すること。

なお、事業費上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

エ 見積書（任意様式）

※必要経費については、業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）がわかるように見積金額とその内訳書を記載した任意の様式で提出すること。

オ 印鑑証明書

カ 履歴事項全部証明書 ※発行日から3か月以内のもの

キ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

※支店、営業所等で申請を行う場合は当該支店等のもの

ク 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※任意様式で直近1年分のもの

ケ 委任状（様式第4号）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出

(2) 提出期限：令和6年3月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送にてこども政策課に提出

※いずれも事前に電話で連絡すること。なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、必ず電話で到達確認を行うこと。

※持参の場合は、郡山市の休日をも定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者かを審査する。結果については、令和6年4月2日（火）（予定）までに電子メールで通知する。

(2) 選定委員会

発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、「(仮称) 郡山市子ども計画策定業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下、「審査委員会）」を置く。

(3) 提案内容の審査

「審査委員会」において、審査・選定を行う。審査は書類審査による。

7 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務実施体制（15点）
- (2) 業務実績（15点）
- (3) 提案内容の的確性（25点）
- (4) 提案内容の実現性（15点）
- (5) 提案内容の独創性（15点）
- (6) 参考見積（15点）

※参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

※企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の50%未満となった場合は、契約候補者とならないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※評価点の最も高い者が複数いた場合、(3)から(5)までの合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

8 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (6) 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続き

を行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- (4) 契約保証金については、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所西庁舎 3 階
郡山市こども部こども政策課こども企画係
電話番号 024-924-3801 ファクシミリ 024-924-3802
メールアドレス kodomoseisaku@city.koriyama.lg.jp

11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等審査結果通知までにヒアリングを行う場合がある。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属する。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (7) プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。